

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和4年6月1日作成)

法令名	職業能力開発促進法
根拠条項	第41条
処分の概要	職業訓練法人の設立認可の取消
法令の定め	職業能力開発促進法 第41条
処分基準	「未設定」イ 処分基準が法令の定めで言い尽くされているため。
処分担当課	各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課(電話番号: )
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kijun.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kijun.html</a> )